

## 第一次試験合格者発表後の手続等について

第一次試験合格者は、以下の説明をよく読んで遺漏のないようにしてください。

### I 第二次試験について

第二次試験は、第一次試験合格者発表後からそれぞれの国立大学法人等で行われます。試験の詳細については、各国立大学法人等の人事担当部署に直接連絡又はホームページ等により確認してください。

また、第二次試験受験の際には、必ず第一次試験合格通知メールを印刷するか、もしくは電子媒体で提示できるよう持参してください。なお、結果発表については、随時、各国立大学法人等から通知されることとなります。

(注) 事務系「図書」については、第一次試験合格者に対して別途、**図書系第二次専門試験（筆記試験）**を実施しますので留意してください。詳しくは図書系専門試験実施委員会ホームページをご覧ください。  
<http://saiyo.nul.nagoya-u.ac.jp/>

### II 整理番号について

第一次試験「合格通知書」に記載してある番号を「整理番号」といいます。合格者は、合格発表後に各国立大学法人等及び採用試験事務室へ照会・連絡等を行う場合は、受験番号ではなく、この整理番号を使用してください。なお、整理番号と成績は関係ありません。

### III 第一次試験合格者発表から採用までの手続について

#### 1 採用の方法

- (1) 第一次試験合格者は、東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験第一次試験合格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されます。名簿の有効期間は、翌年度の第一次試験合格者発表日前日までです。翌年度の第一次試験合格者発表日前日を経過した後に当該名簿から採用されることはありません。
- (2) 採用予定国立大学法人等では、名簿登載者の中から第二次試験を実施し、採用者を決定（又は内定）します。

#### 2 第二次試験（面接審査等）の注意事項

- (1) 第二次試験については、職場説明会（機関訪問）やホームページの情報を活用し、自分から志望国立大学法人等（人事担当部署）へ受験の申込みを行ってください。
- (2) 2つ以上の国立大学法人等の第二次試験を受験しても構いませんが、採用内定を応諾できるのは1つの国立大学法人等のみとなります。国立大学法人等からの第二次試験合格通知（又は内定通知）に対して、応諾した場合には、第二次試験を受験した他の国立大学法人等にその旨を速やかに連絡してください。
- (3) 採用決定（又は内定）を応諾するに当たっては、辞退することのないよう慎重に判断してください。

### 3 「意向届」の提出について

- (1) 第一次試験合格者全員に、登録したアドレス及び国立大学法人等グループ会員サービスのマイページに「意向届」の案内を送信しますので、マイページより入力してください。
- (2) **「意向届」に入力する時期**
  - ① 採用が決定（又は内定）した時点
  - ② 今後の採用を希望しなくなった時点
  - ③ 令和2年10月23日時点で、引き続き今後の採用を希望する場合（入力期間10月23日～10月31日）  
※事務系（図書）及び技術系の方は、「他地区受験希望の欄」にも入力してください。  
（下記「4 事務系（図書）及び技術系の他地区受験について」を参照）
- (3) 11月以降は、採用予定国立大学法人等では、「意向届」に基づく**採用希望者**から第二次試験（面接者査等）を実施し採用者を決定（又は内定）しますので、必ず「意向届」に入力してください。

### 4 事務系（図書）及び技術系の他地区受験について

事務系（図書）及び技術系の各試験区分については、令和2年11月1日以降、東海・北陸地区以外の6地区（北海道地区、東北地区、関東甲信越地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区。以下「他地区」という。）の採用試験実施委員会からの申し出に基づき、第一次試験合格者のうち他地区での受験も希望する旨の申し出があった方の名簿（以下「希望者名簿」という。）を提供する場合があります。

- (1) 事務系（図書）及び技術系第一次試験合格者のうち、令和2年11月1日以降、他地区の国立大学法人等の第二次試験受験希望者は、上記3.「意向届」の「他地区受験希望」の欄に入力してください。
- (2) 他地区の国立大学法人等が、提供された希望者名簿に基づく第二次試験を実施する場合には、東海・北陸地区の受験希望者に対して直接連絡をします。
- (3) 他地区の国立大学法人等から第二次試験の連絡があっても、受験することを辞退することができます。また、辞退した場合でも東海・北陸地区の受験に影響することはありません。
- (4) 他地区の第二次試験に合格し、採用内定を承諾した場合には、東海・北陸地区の採用試験事務室に内定状況等を報告してください。

### 5 名簿からの削除

次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

- (1) 国立大学法人等の職員として採用が決定（又は内定）した場合
- (2) 民間企業、公的機関への採用内定等により、国立大学法人等職員になることを辞退した場合

#### 問い合わせ先

〒464-8601

名古屋市千種区不老町（名古屋大学管理部内）

東海・北陸地区国立大学法人等職員採用試験事務室

TEL：052-788-6053・6054

E-Mail：shikenjimu@adm.nagoya-u.ac.jp